

農 整 第 6 3 7 号
令和 2 年 2 月 28 日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。
つきましては、国土交通省より『令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について』及び『令和 2 年度 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 2 年 2 月 14 日付け国地契第 42 号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部所管の業務においても下記のとおり運用することを部内関係機関に通知したので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

記

1 特例措置の内容

「令和 2 年度調査設計業務等の技術者基準日額について」（令和 2 年 2 月 14 日付け国官技第 332 号ほか）により、令和 2 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 2 年 2 月 14 日付け元農振第 2883 号）により、令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置を定め、受注者に対し業務委託料の変更契約を行うものである。

特例措置

・令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算にあたって、平成 31 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約の落札率

2 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。